

一般社団法人横浜市工業会連合会企業PR動画作成支援事業実施要綱

制定 令和6年5月27日

(目的)

第1条 この要綱は、若者の製造業に対する理解を深め、興味を持てるようなPR動画を作成し、見てもらうことで製造業等への若者の就職を促進し、ものづくりの担い手となる人材の採用を行い、市内中小製造業における人材確保の支援を行うことを目的とする（自社作成は除く）。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

企業：概ね資本金10億円未満又は従業員500名以下の企業

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、社団法人横浜市工業会連合会（以下「市工連」という。）とする。市工連は、この事業の目的を達成するため、関係機関等と緊密な連携を図り、この事業の円滑な推進に努めるものとする。

(事業内容)

第4条 実施内容は動画作成企業に対する補助金の交付及び、補助金の交付にかかる一切の手続き。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、市工連会員である企業とする。

2 次の要件を満たす企業に対して交付する。

- (1) 高校生を含む採用計画があること。
- (2) 採用につながる会社のPR動画の作成を希望し、企業のHP等において使用すること。

(補助限度額)

第6条 補助対象者に対して、各年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

- 2 動画作成企業1件につき、かかった経費の1/2、10万円を限度に補助する。
- 3 同一年度内においては、1企業に対し10万円を限度とする。
- 4 動画作成に対し、他から補助金を受ける場合は、対象外とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする企業は、次に定める書類を、原則として、作成着手日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 見積書

(事業の変更または中止)

第8条 既に提出した申請内容等を、大幅に変更し、または中止しようとする企業は、事業変更・中止申請書（第2号様式）を市工連会長に提出するものとする。

(事業実績報告)

第9条 動画制作が終了した企業は、作成完了の日から起算して60日以内又は当該年度の3月10日(休日に当たる場合は、前平日)までのいずれか早い日までに、次の書類を会長に提出するものとする。なお、作成した動画は市工連のホームページ等でもPRするものとする。

- (1) 結果報告書(第3号様式)
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し(内訳のわかる領収書等及び請求書等)
- (3) 成果品(QRコード)
- (4) その他会長が必要とする書類

(補助金交付額の確定)

第10条 会長は、事業実績報告書を受領したときは、内容を審査し、必要な調査をした後、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)を企業に対して交付する。

(補助金の請求)

第11条 企業は、補助金交付決定通知書を受領したときは、補助金交付請求書(第5号様式)を会長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第12条 会長は、補助金交付請求書を受領したときは、速やかに補助金を企業に対して支払うものとする。

(補助金の返還)

第13条 会長は、次の各号の一つに該当するときは補助金の交付決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) この要綱に付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき

(書類の整備及び保存)

第14条 会長及び企業は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類等を整理し、保存しておくものとする。

(公表)

第15条 本補助金の交付を受けた申請者の概要(企業名等)、成果品(QRコード)は公表できるものとする。

(実施細目)

第16条 この要綱を実施するため必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。